

○贈与税・相続税の納税猶予の事業継続期間の主な事業継続要件

事業継続期間(贈与(相続)税の申告期限から5年間)

継 続 要 件	確 認
事業継続期間中、経営承継受贈者あるいは経営承継相続人(以下、後継者という。)が代表者であること	
年次報告基準日における正規従業員(短時間労働者及び役員除く。以下同じ)数の5年間の平均(端数処理なし)が、贈与(相続開始)の日の正規従業員数の8割(端数切捨)以上であること(最終報告時に判定)	
後継者が、常に同族関係者と併せて議決権の過半数を維持し、その中で筆頭であること	
納税猶予対象株式を譲渡したり、議決権に制限のある株式に変更したりしていないこと	
黄金株を発行している場合には、後継者以外の者が保有しないこと	
申請会社を解散しないこと	
申請会社が上場会社等、風俗営業会社にならないこと	
申請会社が常に資産保有型会社、資産運用型会社にならないこと	
会社の事業年度ごとに、申請会社の総収入(営業外収益及び特別利益を除く)が0でないこと	
特定特別子会社がある場合は、それが風俗営業会社に該当しないこと	
事業継続期間中、必要な報告を怠らないこと	
会社の資本金、準備金の額を減少させないこと(欠損補てん目的の場合を除く)	
会社を組織変更した場合は、株式以外の財産を交付しないこと	
※贈与税の納税猶予制度のみの継続要件※ 経営承継贈与者(先代経営者)が代表者に復帰しないこと	

→事業継続期間終了後は、3年に1度、税務署への届出書とその他必要書類の提出が必要。

【参考】納税猶予された税が免除となる主な場合

(1) 事業継続期間中でも免除となるケース

- ・(贈与税の納税猶予制度適用者のみ)経営承継贈与者が死亡した場合(様式第15による臨時報告が必要)
- ・納税猶予対象株式を保有したまま後継者が死亡した場合(様式第12による随時報告が必要)

(2) 事業継続期間終了後にかぎり、免除となるケース

- ・会社が破産、特別清算した場合
- ・企業価値が著しく下落したため、事業を再生させる目的で第三者に納税猶予対象株式をすべて譲渡した場合(譲渡で得た金額は納税)
- ・次の後継者に株式を一括贈与して、贈与税の納税猶予制度を選択し事業継続を行う場合